

事務連絡
平成22年4月27日

動物医薬品検査所 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する
医薬品を定める等の件の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を別添のとおり改正し、公布の日から施行する。平成22年4月27日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、御了知願います。

記

5. 改正の内容

次の動物用生物学的製剤を検定を受ける必要がない医薬品に指定する。

- ・犬パルボウイルス感染症診断用抗原

6. 施行期日

平成22年4月27日

○農林水産省告示第六百八十一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年四月二十七日

農林水産大臣 赤松 広隆

ただし書中(69)を(70)とし、(60)から(68)までを一ずつ繰り下げ、(59)の次に次のように加える。

(60) 犬パルボウイルス感染症診断用抗原